法人の事業運営の継続性について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：公益財団法人日本センチュリー交響楽団

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　公益財団法人日本センチュリー交響楽団（以下「楽団」という。）について　　　楽団は、財団法人大阪府文化振興財団（以下「旧財団」という。）が平成23年度に大阪府から自立化し、公益財団法人へ移行したものである。旧財団に対する府の出捐金20億円については、移行後の楽団が大阪での演奏活動に軸足をおきつつ、今後も引き続き大阪府域での社会貢献活動を継続し、また新たに府民向けの名曲コンサートを実施することなどから、指定正味財産「管弦楽振興事業積立資産」（以下、楽団の会計規程での名称である「管弦楽振興積立資産」という。）とし、運営財源として活用することを府は了承している。（平成22年12月１日付け「財団法人大阪府文化振興財団の基本財産の活用について（回答）」、同日付け府と旧財団の「協定書」）なお、楽団においては、これを運営財源として活用しながら、スポンサーの獲得、賛助会員の　拡大等によって民間資金を仰ぎ、平成28年度を目途に収支均衡を目指すこととしていた。　　【経緯】　　　平成20年６月　 府の財政再建プログラム（案）で、旧財団について「法人の経営努力や府民からの支援の状況を踏まえ、今後の府の支援を判断していく」こととされた。平成21年12月 　旧財団の理事会で、府からの自立化を目指す方針が示された。平成22年９月　 旧財団の理事会で、平成23年４月１日に楽団への移行を目指すことや大阪での活動に軸足を置きつつ、活動範囲を全国に広げること、基本財産は新しい楽団の運営財源として活用しながら、スポンサーの獲得、賛助会員の拡大等によって民間資金を仰ぎ、平成28年度を目途に収支均衡を目指すこと等が決定（※）平成22年11月　 旧財団から府に対し、基本財産の活用について協議平成22年12月 府から旧財団に対し、府の出捐金20億円については、指定正味財産「管弦楽　　　　　　　　 振興積立資産」とし、運営財源として活用することを了承。府と旧財団で「協定書」を締結平成23年４月 府から自立化し、公益財団法人へ移行（※）「移行収支見込」　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （百万円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | H22(予算) | H23(計画) | H24(計画) | H25(計画) | H26(計画) | H27(計画) | H28(計画) |
| 収入合計 | 517 | 458 | 521 | 588 | 654 | 716 | 786 |
| 支出合計 | 727 | 745 | 766 | 777 | 955 | 813 | 836 |
| 差額 | △210 | △287 | △245 | △189 | △301 | △97 | △50 |
| 特定資産取崩 | 210 | 287 | 245 | 189 | 301 | 97 | 50 |
| 特定資産残高（※） | 2,386 | 2,099 | 1,854 | 1,665 | 1,364 | 1,267 | 1,217 |

※22年度は基本財産20億円を含む。23年度以降は基本財産20億円については運営財産として特定資産へ振り替え２　これまでの経営改善の取組等について　　　楽団においては、平成23年４月の自立化以降、平成28年度を目途に収支均衡を目指すこととしていたが、それが達成できず、平成28年７月に「中期事業計画Focus30」、その後、平成30年11月に「３カ年経営計画」を策定し、スポンサーの獲得やコスト削減等に取り組んできた。（1） 「中期事業計画Focus30」（平成28年度～平成31年度）の概要○基本方針　 ①赤字体質を改善し30周年である2019年（平成31年）度に収支均衡を達成する　 ②特定資産の運用に頼らない経営体質づくり　 ③ガバナンスを強化し評議員から楽員まで一丸となって取り組む

|  |  |
| --- | --- |
| Focus30実現のための４つの施策 | 主な目標 |
| ①演奏事業拡大 | ○定期演奏会の動員拡大による損益改善　・定期会員の拡大：目標1,600名　・一般券売の拡大：1公演500枚○高収益企画　・12,000千円の損益改善○依頼公演の拡大と利益率向上　・50,000千円の損益改善 |
| ②新規事業推進 | ○豊中市民ホール指定管理事業の推進・契約最終年度2020年度収入見込　50,000千円 |
| ③民間・公的支援拡大 | ○民間支援拡大、個人寄付の獲得、公的支援獲得　・１億円以上の獲得 |
| ④コスト削減 | ○不採算公演の見直し　・20,000千円の損益改善○人件費見直し、固定削減策　・50,000千円の損益改善 |

(2) 「３カ年経営計画」（平成30年度から令和２年度）の概要「中期事業計画Focus30」の目標が事業実態に見合わない数値となり、より実態に即した経営計画への見直しが必要となったとして、平成30年11月に「３カ年経営計画」を策定した。○最終目標財政健全化を目指すにあたり、『公益法人認定基準の「財務３基準」を満たす財政状況』により近づくこと①収支相償⇒特定資産の取崩しをしなくても収支相償となる財務状況を目指す②公益目的事業比率50％以上⇒財務状況良化策となり得る収益目的事業を確立する③遊休財産保有制限⇒１年分の事業費相当額を永続的に保持しながら、事業を継続できる仕組みを整える　　 ○具体的な取組　　 1)音楽的体制の見直し、2)事業収益増、経費削減のための方策展開、3)補助金、公的委託事業の拡充、4)役員、楽団員、事務局員の財団への関わり、5)経営改善計画の進行管理※「３カ年経営計画」は、実情に鑑み随時目標を理事会で協議し改訂していくものとしており、具体的な数値目標は設定されていない。３　正味財産の期末残高の推移等について (1) 正味財産の期末残高　　　 楽団では、平成23年４月の自立化以降、上記の取組を進めてきたが、これまで収支均衡を図ることができておらず、毎年度、約142百万円～約421百万円の赤字が発生している。　　　 正味財産の期末残高は、平成23年度の2,147,645,843円から、令和元年度は117,701,065円に減少している。○正味財産の期末残高の推移

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
| 正味財産 | 2,147 | 2,005 | 1,632 | 1,385 | 964  | 620  | 422  | 275  | 117  |
| （対前年度増減額） | △271 | △142 | △373 | △247 | △421 | △344 | △198 | △147 | △158 |

（楽団の決算関係資料より抜粋）（単位：百万円、単位未満は切捨て） (2) 指定正味財産の期末残高　　　 正味財産のうち、使途について制約が課されている指定正味財産は、特定資産である「管弦楽振興積立資産」及び「西田基金積立資産」に充当されており、それぞれの期末残高は以下のとおりである。ア　「管弦楽振興積立資産」の期末残高 　毎年度の赤字補填のため、府の出捐金20億円を原資とする「管弦楽振興積立資産」の減少が続いており、「管弦楽振興積立資産」の期末残高は、平成23年度の1,860,000,000円から、令和元年度は141,500,000円に減少している。なお、令和元年度の期末残高は、決算上141,500,000円とされているが、仮払金（立替金）として事実上の取崩し（詳細は後記４で記載）が行われており、この仮払金（立替金）（105,000,000円）を差し引くと、実際の期末残高は36,500,000円となる。(期末残高の対前年度増減額は△50,307,709円となっているが、仮払金（立替金）として事実上の取崩しを含めると、実際の対前年度増減額は△155,307,709円である。) ○「管弦楽振興積立資産」の期末残高の推移

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
| 管弦楽振興積立資産 | 1,860  | 1,777  | 1,401  | 1,158  | 758  | 422  | 224  | 191  | 141  |
| （対前年度増減額） | △140 | △83 | △376 | △243 | △400 | △336 | △198 | △33 | △50 |

（楽団の決算関係資料より抜粋）（単位：百万円、単位未満は切捨て）イ　「西田基金積立資産」の期末残高 　 旧財団が遺贈（平成21年：２億円）を受けた「西田基金積立資産」については、平成30年３月に、「社会貢献事業（星空ファミリーコンサート）の開催経費として活用する資産」から「公益目的事業運営財源として活用する資産」に変更されている。　　　 「西田基金積立資産」の期末残高は、平成23年度の200,000,000円から、令和元年度は12,369,826円に減少している。なお、令和元年度の期末残高は、決算上12,369,826円とされているが、仮払金（立替金）として事実上の取崩し（詳細は後記４で記載）が行われており、この仮払金（立替金）（12,300,000円）を差し引くと、実際の期末残高は69,826円となる。(期末残高の対前年度増減額は△48,037,059円となっているが、仮払金（立替金）として事実上の取崩しを含めると、実際の対前年度増減額は△60,337,059円となる。) ○「西田基金積立資産」の期末残高の推移

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
| 西田基金積立資産 | 200  | 203  | 201  | 201  | 182  | 173  | 173  | 60  | 12  |
| （対前年度増減額） | 0　 | 3 | △2 | 0 | △19 | △9 | 0 | △113 | △48 |

（楽団の決算関係資料より抜粋）（単位：百万円、単位未満は切捨て） (3) 令和２年度補正予算（令和２年７月）　　 　令和２年度予算は令和２年７月に補正されており、指定正味財産期末残高がゼロ（特定資産である「管弦楽振興積立資産」と「西田基金積立資産」の残高がゼロ）とともに、正味財産期末残高が△39,083,266円と計上されている。○令和２年度補正：正味財産増減予算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）（抜粋）　（単位：円）　Ⅰ 一般正味財産増減の部　 1.経常増減の部　　　経常収益 　⑤　受取寄付金　　　　　 受取寄付金振替額　　　　 153,869,826　Ⅱ 指定正味財産増減の部　　（6）一般正味財産への振替額　　 153,869,826　　　 　当期指定正味財産増減額　 △153,869,826 指定正味財産期首残高　　　 153,869,826 指定正味財産期末残高　　　　　　　　 0 Ⅲ 正味財産期末残高　　　　　　　△39,083,266 (4) 今後の取組と収支見込み　　　 楽団からは、今後の取組として、スポンサーの獲得や人件費の抜本的な見直しに取り組む旨の説明があった。また、今後の収支見込みについては、「令和４年度からの黒字化を目指す」との説明があった。なお、公益財団法人は、公益認定を受けた一般財団法人であり、一般財団法人の解散事由に該当する場合には解散となる。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条第２項では、「一般財団法人は、（略）、ある事業年度及びその翌事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも300万円未満となった場合」において「当該翌事業年度に関する定時評議員会の終結の時に解散する。」ことが定められている。令和元年度の決算において、「管弦楽振興積立資産」がほぼ底をつき、令和２年度の補正予算で、正味財産期末残高がマイナスとなる予算が計上されている状況の中、令和２、３年度の２か年連続して、正味財産（純資産）が300万円未満となることが懸念される状況にある。【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】（解散の事由）第202条　一般財団法人は、次に掲げる事由によって解散する。 （略） ２　一般財団法人は、前項各号に掲げる事由のほか、ある事業年度及びその翌事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも300万円未満となった場合においても、当該翌事業年度に関する定時評議員会の終結の時に解散する。【公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律】（定義）第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。（略）二　公益財団法人　第４条の認定を受けた一般財団法人をいう。（公益認定）第４条　公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定を受けることができる。４　予算額を超える「指定正味財産」から「一般正味財産」への振替等について(1)予算額を超える振替使途について制約が課されている「指定正味財産」から「一般正味財産」への振替（特定資産からの振替）については、令和元年度の「正味財産増減予算書」で振替できる予算額（99,984,768円）が定められており、予算額を超える振替を行う場合には、定款に基づき、理事会の議決を経て評議員会の承認を受けて変更収支予算を編成することが必要である。しかし、期中に特定資産からの振替が段階的に行われた過程で、資金繰りの不足を回避すべく、予算額を超える振替が必要となったが、変更収支予算を編成することなく、振替を行っていた（予算額を超える振替の合計117,300,000円）。(2)決算上の処理令和元年度の決算において、予算額を超える振替額（117,300,000円）について、「特定資産（117,300,000円）：仮払金（立替金）」と「仮受金（117,300,000円）」の両建ての仕訳を行い、貸借対照表・財産目録（2020年３月31日現在）において、実体のない資産と負債を計上した。そのため、財務諸表上、指定正味財産（特定資産）が予算額を超えて減少せず、指定正味財産（特定資産）について、実際は36,569,826円であるにもかかわらず、153,869,826円と実際より大きく計上する形で決算が行われた。 【令和元年度予算】○正味財産増減予算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）（抜粋）　（単位：円）　Ⅰ 一般正味財産増減の部　 1.経常増減の部　　　(1)経常収益 　⑤　受取寄付金　　　　　 受取寄付金振替額　　　　　99,984,768　Ⅱ 指定正味財産増減の部　　（6）一般正味財産への振替額　　　99,984,768　　　 　当期指定正味財産増減額　　△99,984,768【令和元年度決算】○貸借対照表（2020年３月31日現在）（抜粋）　（単位：円）　Ⅰ 資産の部　 2.固定資産　　　(1)特定資産 　　管弦楽振興積立資産　　 　141,500,000　　　　 西田基金積立資産　　　　　12,369,826　　　　特定資産合計　　　　　　　153,869,826　Ⅱ 負債の部　 1.流動負債　　　 仮受金　　　　　　　　　 　117,300,000（※）　Ⅲ 正味財産の部　 1.指定正味財産　　　　　　　 　153,869,826　　　 (うち特定資産への充当額） (153,869,826)○財産目録（2020年３月31日現在）（抜粋）　（単位：円）　Ⅰ 資産の部　 2.固定資産　　　(1)特定資産 　　管弦楽振興積立資産　　　　　　　　　　 　141,500,000　　　　　　　　　　　　　 　普通預金　　　　　　　36,500,000・・・（ｱ）　　　　　　　　　　　　　　 立替金　　　　　　　 105,000,000・・・(a)西田基金積立資産　　　　　 　　　　　12,369,826　　　　　　　　　　普通預金　　　　　　　　 69,826・・・（ｲ）　　　　　　　　　　　　　　 立替金　　　　　　　　12,300,000・・・(b)　　　　 特定資産合計　　　 　　　　　　　153,869,826　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　Ⅱ 負債の部　 1.流動負債　　 (4)仮受金　　　　　　　特定資産からの仮受金　117,300,000（※）　　・「（特定資産からの）仮受金」と「立替金の合計額(a)+(b)」が一致（117,300,000円）　　・(ｱ)と(ｲ)の合計額：36,569,826円【公益財団法人日本センチュリー交響楽団　定款】（事業計画及び収支予算）第６条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の議決を経て、評議員会の承認を受けなければいけない。これを変更する場合も同様とする。（会計原則）第９条　この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。２　この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。【公益財団法人日本センチュリー交響楽団　会計規程】第２条　経理の原則　　　　法令、定款及び本規程の定めによるほか、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に準拠して処理されなければならない。第８条　会計処理の原則会計処理を行うに当たっては、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計処理の原則に準拠して行わなければならない。 | １　指定正味財産から一般正味財産への振替について、予算額を超える振替を行う場合には、定款に基づき、理事会の議決を経て評議員会の承認を受けて変更収支予算を編成することが必要であるが、こうした手続が行われていない。また、予算額を超える振替額について、実体のない資産と負債を計上し、財務諸表上、指定正味財産（特定資産）を実際より大きく計上する形で決算が行われるという適切とは言えない会計処理が行われた。２　楽団においては、平成23年４月の自立化以降、スポンサーの獲得やコスト削減等に取り組んできたが、十分な成果をあげられず、これまで収支均衡を図ることができていない。府の出捐金20億円を原資とする「管弦楽振興積立資産」の実際の期末残高は、令和元年度で36,500,000円とほぼ底をつき、令和２年度の補正予算では、正味財産期末残高が△39,083,266円と計上されている。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条第２項に規定される法人の解散の事由（ある事業年度及びその翌事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも300万円未満となった場合）に該当することも想定される状況にあり、楽団の事業運営の継続性に重大な懸念がある。 | １　指定正味財産から一般正味財産への振替を行う場合は、定款に基づき、適正手続を行うとともに、会計処理についても、定款等に基づき、適切な処理を行われたい。また、収支予算の変更や会計処理に関して、法人内部におけるチェック体制を確立されたい。２　楽団において、早期に、法人の存続の可否を含めた今後の方向性を定め、それを具体化するための実行計画を作成し実施することを検討されたい。なお、法人の存続に当たっては、事業運営が持続的に可能となる実効性のある計画を作成し、確実に具体化するよう留意して取り組まれたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和２年12月16日、事務局：令和２年10月19日から同年10月20日まで）